

放送法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案新旧対照条文

○電気通信役務利用放送法施行令（平成十四年政令第十七号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（報告の徴収）</p> <p>第二条 法第十五条において準用する放送法第五十三条の八の規定により総務大臣が有料放送管理事業者に対し報告を求めることができる事項は、<u>法第十五条において準用する同法第五十二条の六の五の規定による有料放送管理業務に関する業務の実施方針の策定及び公表その他の適正かつ確実な運営を確保するための措置に</u>関する事項とする。</p> <p>2 法第十七条第一項の規定により総務大臣が電気通信役務利用放送事業者に対し報告を求めることができる事項は、次のとおりとする。</p> <p>一〇八 （略）</p>	<p>（報告の徴収）</p> <p>第二条</p> <p>法第十七条第一項の規定により総務大臣が電気通信役務利用放送事業者に対し報告を求めることができる事項は、次のとおりとする。</p> <p>一〇八 （略）</p>